

災害時の自助力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的として、家庭用防災用品の購入費を補助します。  
なお、予算上限に達し次第、受け付けを終了する場合があります。

**補助対象品** 令和8年6月1日(月)～令和9年3月31日(水)に購入した次の防災用品

- 簡易トイレ、携帯用トイレ
- 消火器具
- 発電機、ポータブル電源
- 懐中電灯(ランタン含む)
- 給水タンク
- 防災セット(既存品のみ。救急用品を含む。  
飲食物のみのセットは対象外)
- ブルーシート、ロープ、土のう袋
- ガラス飛散防止フィルム
- 家具転倒防止器具
- 感震ブレーカー(工事がいないもののみ)
- 防災ラジオ



**補助金額** 対象商品購入金額の1/2(100円未満切り捨て)、上限額5,000円

**対象**

- 世帯の代表者で、次の全てに該当する人
- ・申請日に町内在住である
  - ・町税などの滞納がない
  - ・暴力団・暴力団員と密接な関係を有していない

**提出書類**

- ・領収書の写し
- ・購入品の写真
- ・通帳など口座番号と口座名義人がわかる書類の写し

**申請方法**

申請書と提出書類を防災安全課に提出

**受付期間**

6月1日(月)～令和9年3月31日(水)  
※予算上限に達し次第、受け付けを終了する場合があります。

